

部 局 経 営 方 針

平成24年度

薩摩川内市

部局名	議会事務局	部局長名	田上 正洋
-----	-------	------	-------

部局内の 経営資源	当初予算	3.81億円		
	構成人員	職員	嘱託	計
		9人	0人	9人

①部局の使命 (組織の存在価値)	議会事務局は、議会に設置された事務担当組織として、議会が担う「執行機関に対する監視機能及び政策形成・立案機能」の充実のために、議長及び議員の補助を行うことを使命とする。	②組織目標像	<p>【施策の目標像】 市議会運営における最高規範である市議会基本条例に基づき、市民に開かれた議会として議員と市民との意見交換が活発に行われ、その成果として議会から市長への政策提言が積極的に行われている。</p> <p>【組織の目標像】 議会運営上の事務処理を適切に遂行するとともに、議会及び議員の執行機関に対する監視機能及び政策形成・立案機能向上に寄与できる十分な調査及び法制機能を備えた組織</p>
---------------------	--------------------------------------------------------------------------------------	--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成24年度の重点事項と目標達成に向けた主な取組内容

③重点事項	④具体的な成果目標 (めざそう値)	⑤具体的な取組内容	⑥進捗状況 (年度中間)	⑧年度末の達成状況
議会基本条例の具現化のための事務補助	(1) 議会基本条例に基づく議会及び議員の活動促進	① 議会運営委員会で決定された議会改革事項の進捗促進 ② これまでに導入した新たな制度の検証・改善	<input type="radio"/> ① 議員定数26人体制における常任委員会の構成、各委員会定数の検討等を行い、9月議会で委員会条例を改正 <input type="radio"/> ② 随時、進行管理を実施	<input type="radio"/> ① 議員定数26人体制における常任委員会の構成、各委員会定数の検討等を行い、9月議会で委員会条例を改正 <input type="radio"/> ② 随時、進行管理を実施
市民に開かれた議会推進のための事務補助	(1) 積極的なHP活用による情報提供 (2) 市議会だよりによる情報提供 (3) 積極的な情報収集活動	① 会議日程(予定)のお知らせや議会活動報告 ② 本会議インターネット配信の円滑運用及び周知 ③ 本会議結果等の情報提供 ④ 市民との意見交換会の開催	<input type="radio"/> ①～③ ホームページ及び議会だよりに掲載 <input type="radio"/> ④ 公募による市民意見交換会を3回開催 <input type="radio"/> ⑤ 9月中旬にホームページで公表	<input type="radio"/> ①～③ ホームページ及び議会だよりに掲載 <input type="radio"/> ④ 公募による市民意見交換会を3回開催 H25年度以降の地区コミとの意見交換会開

部 局 経 営 方 針

平成24年度

薩摩川内市

		⑤ 行政視察及び政務調査に係る報告書の公表			催を決定 ○ ⑤ 9月中旬にホームページで公表（政務調査費）
効率的な議会運営の事務補助	(1) 全議員及び事務局職員の会議規則及び申合せ事項の遵守	① 経験則の積み上げ ② 会議規則、委員会条例、申合せ事項等の随時見直し	○	① 随時、事務局で研究 ② 一般選挙後の議員協議会等について、改正地方自治法に基づく協議等の場として位置づけるため、会議規則を9月議会で改正	○ ① 随時、事務局で研究 ○ ② 一般選挙後の議員協議会等について、改正地方自治法に基づく協議等の場として位置づけるため、会議規則を9月議会で改正
⑦年度中間総括	・ 10月改選後の議員定数26人体制における議会運営について、常任委員会の構成、各委員会の定数削減など協議検討いただき、所要の会議規則、委員会条例、要綱等の改正を行うことができた。可能な限り改選前に所要の関係規定の改正ができたことから、効率的な議会運営につながると考える。				
⑨年度末総括	・ 議員定数26人体制における議会構成に係る会議規則、委員会条例等の改正、及び地方自治法改正に伴う議会基本条例、委員会条例等の改正に係る事務を計画的に進め、議会運営に支障のないよう決定いただいた。 また、議会基本条例に基づき市議会及び議員の政策提案機能の強化及び拡大を図り、市民に対する説明責任を十分に果たすために開催されている市民との意見交換会について、25年度以降の基本方針を協議検討のうえ実施要領を改正いただいた。				